

沓形小学校いじめ防止基本方針

I. はじめに

1. 「いじめ」についての基本的な考え方
2. 「いじめ」の定義
3. 学校いじめ防止基本方針策定の趣旨及び目的

II. いじめの防止等のための取組

1. 未然防止
2. 早期発見
3. いじめへの対応
4. ネット上のいじめへの対応
5. 教員研修

III. いじめの防止等の対策のための組織

1. 役割
2. 組織図

IV. 重大事態への対処

2023.10 一部改訂

利尻町立沓形小学校

I はじめに

1. 「いじめ」についての基本的な考え方

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「沓形小学校いじめ防止基本法方針」を策定する。

以下本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

- ①学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。
- ②児童、教職員の人権感覚を高めます。
- ③児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- ④いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- ⑤いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

2. 「いじめ」の定義

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

3. 学校いじめ防止基本方針策定の趣旨及び目的

いじめは、すべての児童に関係する問題であることから、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにするために「沓形小学校いじめ防止基本方針」を定める。

また本方針により、児童が、いじめはいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを十分に理解し、いじめを行わない児童の育成を目指す。

加えて、保護者や地域住民、その他の関係者との連絡のもと、いじめ問題を克服することを目指す。

Ⅱ いじめ防止等のための取組

1. 未然防止

いじめは、どの子にも起こり得ることを踏まえ、すべての子どもがいじめに向かうことがないよう、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互い尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を育成するとともに、すべての子どもが安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進めるなど、いじめの未然防止を図る取組を進める。

《児童に対して》

- ・ 児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・ わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・ 思いやりの心や児童一人一人がかげがいの無い存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級指導を通して育む。
- ・ 「いじめは決して許されないこと」という認識を児童が持つようさまざまな活動の中で指導する。
- ・ 見て見ないふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、他の先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切を指導する。その際勇気を持って知らせることはいじめの早期解決にもつながることを指導する。

《教員に対して》

- ・ 児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・ 児童が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- ・ 児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・ 「いじめは決して許さない」という姿勢を教員から児童に示す。
- ・ 児童一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚を持つように努める。
- ・ 児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・ 「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・ 問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識を持つ。

《学校全体として》

- ・ 全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・ いじめに関するアンケート調査を学期に1回程度実施し、結果から児童の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- ・ 「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・ 校長が、「いじめ問題」に関する講話を全校朝会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと「いじめ」に気づいた時には、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ・ 「いじめ問題」に関する児童会として取組みを行う。
- ・ いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

《保護者・地域に対して》

- ・ 児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切を伝える。
- ・ 「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校だより、道徳授業公開等で伝えて、理解と協力をお願いする。

2. 早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことから、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からいじめを発見するための取組を進める。

日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。

なお、指導に困難を抱える学級では、暴力を伴わないいじめの発見や早期対応が一層難しくなる点に注意する。また、例えば暴力をふるう児童のグループ内で行われるいじめ等、特定の児童のグループ内で行われるいじめについては、被害児童からの訴えがなかったり、周りの児童も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する必要がある。

《早期発見にむけて…「変化に気づく」》

- ・ 児童の様子を、担任をはじめ多くの教員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ・ 様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声かけを行い、児童に安心感を持たせるとともに現状の理解に努める。
- ・ アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していかうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

《相談ができる…「誰にでも」》

- ・ いじめに限らず、困った事や悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・ いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともにいじめ防止委員会を通して校内で情報を共有するようにする。

《早期の解決を…「傷口は小さいうちに」》

- ・ 教員が気づいたあるいは児童や保護者が相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者の二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- ・ 事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。

3.いじめへの対応

いじめが確認された場合は、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導するなど、組織的な対応を行うこととする。また、必要に応じて関係機関と連携を図り、早期対応に努める。

- (1)発見・通報を受けたときの対応
- (2)いじめを受けた児童生徒への対応
- (3)いじめたとされる児童生徒への対応
- (4)いじめが起きた集団への対応
- (5)家庭との連携
- (6)関係機関との連携

(1) 発見・通報を受けたときの対応

- ・ 教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まずに組織に報告・相談する。
- ・ 複数の教職員で児童への事実関係の聴取や具体的な指導を行うなど、組織的に対応する。
- ・ いじめの事実の有無を確認し、設置者に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。

・いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果をあげることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、より関係機関との連携を強固にしていく必要がある。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(2) いじめを受けた児童生徒への対応

- ・ 心身の苦痛を共感的に理解しつつ、事実関係を確認する。
 - ・ いじめられた児童にも責任があるという認識はしない。
 - ・ 確認した事実関係は迅速に保護者に伝える。
 - ・ 安全・安心を確保し、「絶対に守り抜く」という姿勢を伝える。
 - ・ 安心して学習その他の活動に取り組める環境を確保する。
 - ・ 解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払う。
- ・ 事実関係の聴取を行う際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

(3) いじめたとされる児童生徒への対応

- ・ 事実関係を聴取し、いじめの事実の有無を確認する。
- ・ 確認した事実関係は迅速に保護者に伝える。
- ・ いじめは「絶対に許されない」ということを理解させる。
- ・ 状況に応じて、個別指導やその他の必要な措置を講じる。
- ・ 個人情報、プライバシーに十分配慮する。

- ・ いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家など外部の関係機関の協力も得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

(4)いじめが起きた集団への対応

- ・ いじめを見ていた児童にも、自分の問題としてとらえさせる。
- ・ 誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ・ はやし立てるなどの行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・ いじめの問題について話し合い、根絶への意識を高める。

- ・ いじめの解決は、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童をはじめとする他の児童との関係修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。

(5)家庭との連携

- ・ 被害・加害児童の保護者へは、原則として、複数の教職員が家庭訪問を行い、対応する。
- ・ 保護者からの要望等に関しては、組織で検討することとし、期日等を明示して回答するなど、誠意をもって対応する。
- ・ 相談・対応の窓口を一本化する。

- ・ 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童の保護者に対しては、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、児童の安全を確保することを伝える。
- ・ いじめたとされる児童の保護者に対しても迅速に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

(6)関係機関との連携

- ・ いじめの事実を確認した場合の教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、法に即して、教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。
- ・ 地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを進めることをお願いする。
- ・ 状況に応じて、心理や福祉等の専門家、関係機関等と連携を図る。

4. ネット上のいじめへの対応

携帯電話やスマートフォンの普及発達に伴い、ネット上で、特定の児童生徒を誹謗中傷したり、個人情報を書き込んだりするなどのいじめが増加していることを踏まえ、こうしたいじめを防止し、効果的に対処する取組を進める。

- ・ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察に通報し、適切に援助を求める。
- ・ 早期発見の観点から、学校設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、児童が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。
- ・ パスワード付きサイトやSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことが必要である。

【Point】

- ・ ネットパトロール(年間を通して定期的に実施)
- ・ 情報モラル教育(道徳の時間・総合学習の時間)
- ・ ケータイ・スマホ教室の実施
- ・ 通報・相談窓口の明示
- ・ 保護者に対する呼びかけ(安易に所持させない・フィルタリング等)
- ・ PTA講習会・研修会の実施
- ・ プロバイダへの削除要請
- ・ 法務局・警察等との連携

5. 教員研修等

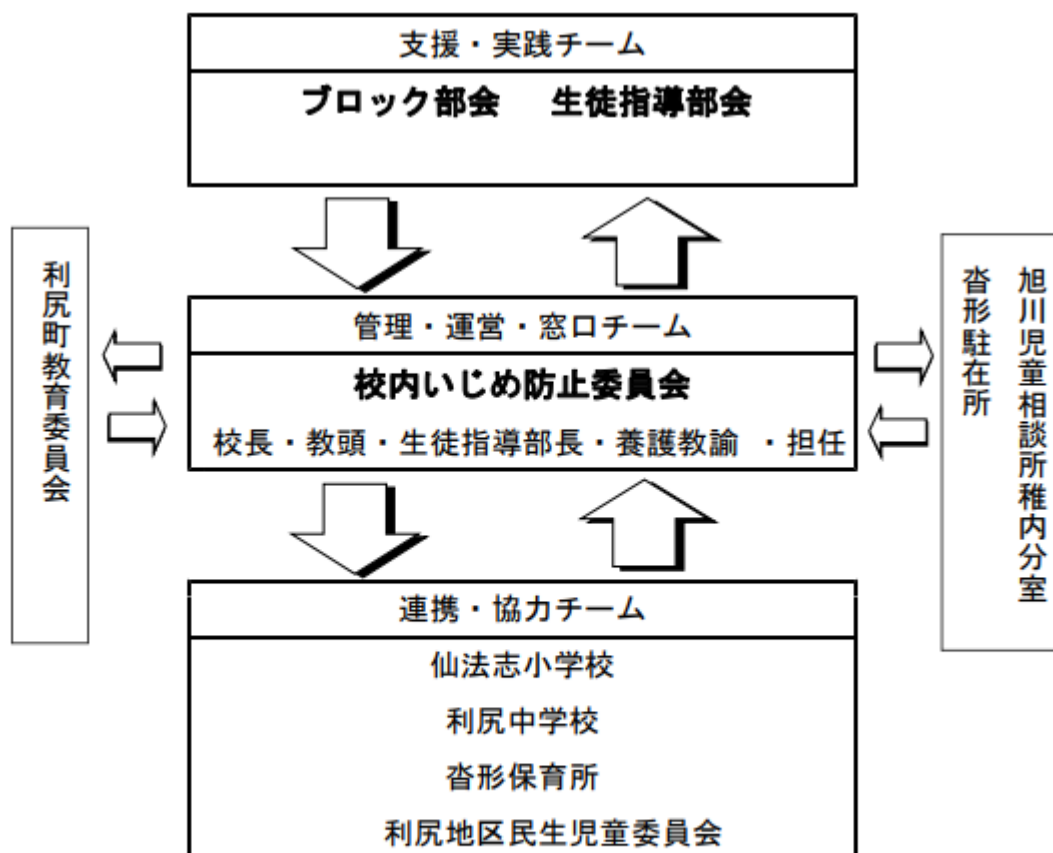
いじめを受けた児童やその保護者に対する支援、いじめを行った児童に対する指導やその保護者に対する助言、又は、その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づいて適切に行われるよう、教職員の資質向上に必要な教員研修を進める。

Ⅲ いじめ防止等の対策のための組織

1. 役割

1. 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
2. いじめの相談・通報の窓口
3. いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
4. いじめの疑いに係る情報があったときの組織的な対応案の作成（情報の共有、事実関係の聴取、指導や支援体制、保護者との連携など）

2. 組織図



※必要に応じて「道北支援チーム」を活用する

IV 重大事態への対処

次に掲げる重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告するとともに、教育委員会の指導及び支援のもと、組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

1. いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
2. いじめにより相当の期間(年間30日を目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告(※設置者から地方公共団体の長等に報告)
 - ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童が自殺を企図した場合等)
 - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ※「指導や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

●学校の下に、重大事態の調査組織を設置

※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努めることが求められる。

※第22条に基づく「いじめ防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

●調査組織で、事実関係を明確にするための調査の実施

※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。

※たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合う姿勢が重要。

※これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

●いじめを受けた児童及びその保護者に対しての情報提供

※調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。

※関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

※得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを、調査に先立ち、その旨を調査対象の児童や保護者に説明する等の措置が必要。

●調査結果を学校の設置者に報告（設置者から地方公共団体の長等に報告）

※いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

●調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体とした場合

●設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力